

奈良県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和二年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	辻村 総太
医療機関の名称	鳥見眼科
医療機関の所在地	宇陀市榛原萩原二五五二
診療科目	眼科（視覚障害）
辞退年月日	令和二年二月一日